

平成 30 年 9 月 3 日

保護者の皆様

京都市立神川中学校

校長 佐々木 祥晴

台風・地震等に対する非常措置について

本校においては、台風等により「京都市」(※テレビ、ラジオではこれまでどおり「京都南部」または「京都・亀岡」地域で報道される場合があります。)に「暴風警報」が発令されている場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に十分注意してください。なお、「大雨洪水警報」「・・・注意報」等は該当しません。

記

1 登校前に、暴風警報が発令された場合

- (1)「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2)「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

暴風警報解除の時刻	措置
午前 7 時までに解除になった場合	平常授業（給食は実施）
午前 9 時までに解除になった場合	3 校時から始業（給食は実施）
午前 11 時までに解除になった場合	5 校時から始業（給食は中止）
午前 11 時現在、警報発令中の場合	臨 時 休 業

2 在校中に暴風警報が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

『特別警報』に対する非常措置

※ 深夜 0 時までに解除になった場合は、5 校時から始業にします。（給食は中止）

深夜 0 時現在、特別警報発令中の場合は、当日を臨時休業にします。

地震に対する非常措置について

震度 5 弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜 0 時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、

深夜 0 時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

在校中に特別警報が発令、または震度 5 弱以上の地震が発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

台風接近時や地震発生時などの緊急時には、神川中学校ホームページと P T A 配信メールで連絡を行うことがあります。緊急時には、できる限り学校ホームページをご覧ください確認をお願いします。また P T A 配信メールの登録がまだで、登録を希望されるご家庭は、この機会に登録をお願いします（登録方法は裏面に載せています）。